

01 會員規則

一般社団法人 iCD 協会

改定履歴

Ver1.0 2021年6月24日 制定（従前の「入会金・会費規程」を会員区分の詳説などを加え、これを発展的に廃止して、定款第5条第3項記載の「会員規則」として新たに制定）

Ver2.0 2022年6月27日 会員区分の変更とそれに伴う別表の変更

Ver3.0 2023年6月27日 個人会員区分の追加とそれに伴う別表の変更

Ver4.0 2024年6月27日 アカデミー会員および営農会員区分の追加とそれに伴う別表の変更

会員規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人 iCD 協会（以下、本協会という）の定款第5条および第7条に基づき、本協会会員に関する必要な事項を定めるものとする。

第2章 会員区分

第2条 正会員、および準会員につき、以下の区分を設ける。

1 サービスによる区分

	区分	提供されるサービス
法人・団体会員	グローバル会員	有償・無償を問わず、本協会が提供する全てのサービス
	一般会員	上記のうち、グローバル会員専用のサービス*を除くサービス
アカデミー会員**	学校法人会員	有償・無償を問わず、本協会が提供するすべてのサービスのうち、グローバル会員専用のサービス*を除くサービス
	アカデミー個人会員	
営農会員***	営農法人会員	有償・無償を問わず、本協会が提供するすべてのサービスのうち、営農版 iCD タスク以外のタスク利用を除くサービス
	営農個人会員	
個人会員****		有償・無償を問わず、本協会が提供する全てのサービス

*グローバル会員専用のサービスは別途定める。

**アカデミー会員は準会員とする

***営農会員は準会員とする

****個人会員は当面の間正会員のみとする（準会員は募集しない）

2 会員属性による区分（法人会員）

区分	属性
A	従業員数が100名を超える、または資本金が5,000万円を超える法人
B*	従業員数が50名超100名以下、または資本金が2,000万円超5,000万円以下の法人
C*	従業員数が50名以下、または資本金が2,000万円以下の法人
D*	本協会が指定する有料サービス**を契約している法人

*B/C/D区分の適用に関しては、原則として当該会員からの申告を基とし、最終的

な判断は本協会事務局長の判断による。

**該当する有料サービスについては別途定める。

第3章 入会金及び会費

(入会金)

第3条 本協会の会員になろうとするものは、入会時において附則1項別表1に規定される入会金を納入しなければならない。

- 2 前項に拘らず、理事会で判断された会員の入会金はこれを減免することができる。減免結果は総会での報告事項とする。

(会費)

第4条 本協会の会員は、附則1項別表2に規定される金額を当該事業年度の会費として納入しなければならない。

- 2 前項1及び2に拘らず、理事会で判断された会員の会費はこれを減免することができる。会費の減免期間は原則1年間とするが、理事会の議を得て更新できる。減免結果は総会での報告事項とする。
- 3 理事会は、実情を勘案し会員に対して口数の増加を随時要請できるものとする。

(入会金及び会費の納入)

第5条 理事会において入会の承認があつてより、事務局は15日以内に入会金及び会費の納入案内を当該会社及び団体、個人に送付しなければならない。

- 2 入会金及び会費の納入案内を受けた当該会社及び団体、個人は、その日から30日以内に所定の方法で、これを納付しなければならない。特別の理由がなく期限内に入会金及び会費の納付がない場合は、入会の意志がないものと見なす。
- 3 事務局が入会金及び会費を受領した日をもって、当該会社及び団体、個人の本協会に関する会員としての権利及び義務が発効する。
- 4 本協会の事業年度の会費の納入案内は、その前事業年度3月末までに各会員に交付する。
- 5 本協会の事業年度途中に入会した会員の初年度の会費の額は、それぞれの会員の種別に応じて以下のとおりとする。
 - i) 4月から6月入会…会費の全額
 - ii) 7月から9月入会…会費の4分の3
 - iii) 10月から12月入会…会費の2分の1
 - iv) 1月から3月入会…会費の4分の1

(入会金及び会費の返戻)

第6条 定款第7条第2項により、本協会の事業年度の期中に退会する会員の既納入会費は返戻しない。

2 いったん納入された入会金は、当該会員の退会時といえども返戻しない。

(会費の滞納)

第7条 事務局は会費の納入状況を適切に管理し、会費の滞納の事実を発見したときにはその会員に対して会費納付を督促しなければならない。

2 特別の理由がなく、1年間以上に亘って会費を納入しない会員は、定款第10条の適用対象となる。

3 特別の理由があり、所定の会費の納入が遅れる会員は、その旨を書面をもって理事長に届け出て、理事会の承認を得なければならない。

(会費の分割納入)

第8条 特別の理由があり、会費の分割納入を希望する会員は、事前に書面をもって理事長に届け出て、理事会の承認を得なければならない。

(会員区分、ならびに、入会金及び会費の更改)

第9条 総会の議決により、本協会の会員区分、入会金、会費の更改をすることができる。

(本規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、社員総会の決議を得なければならない。

附則

1. 入会金・会費

本規則第2条の規定に基づき、会員の入会金及び会費を次のとおり定める。

i. 法人・団体会員

別表1 入会金

会員種別	区分	グローバル会員	一般会員
正会員 準会員	A	30万円	30万円
	B	10万円	10万円
	C	なし	なし
	D	なし	なし
賛助会員	賛助	別途定める	別途定める

別表2 会費

会員種別	区分	グローバル会員	一般会員
正会員 準会員	A	45万円	30万円
	B	30万円	20万円
	C	20万円	12万円
	D	無料	無料
賛助会員	賛助	別途定める	別途定める

ii. アカデミー会員

	学校/法人会員	アカデミー個人会員
入会金	無料	
会費	12万円	6千円

iii. 営農会員

	営農法人会員	営農個人会員
入会金	無料	
会費	一口6千円 ・一口につき5人までの団体 ・最大30人(6口)までの団体まで	6千円

iv. 個人会員

入会金	なし
会費	12万円

以上